

期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成28年3月31日

佐賀県人事委員会委員長 大 西 憲 治

佐賀県人事委員会規則第16号

期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則

期末手当及び勤勉手当に関する規則（昭和39年佐賀県人事委員会規則第19号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後
<p>第4条の4 県職員給与条例第17条第5項の管理又は監督の地位にある職員は、本庁の<u>本部長、部長、理事、最高情報統括監、危機管理・報道監、医療統括監、国際戦略統括監、企業立地統括監及び会計管理者、首都圏営業本部長、議会事務局長、監査委員事務局長、人事委員会事務局長、教育庁の理事、本庁の企画・経営グループ長、副本部長、副部長、総括政策監、新型インフルエンザ対策総括監、消費者行政総括監、がん対策総括監、歯科医療総括監、企業立地総括監、雇用対策総括監、人材育成総括監及び出納局長、九州国際重粒子線がん治療センター担当本部長、議会事務局副事務局長、労働委員会事務局長、教育庁の副教育長、企画・経営グループ長及び教育庁危機管理・広報監並びに警察本部の部長、首席参事官、参事官（行政職給料表の適用を受ける職員に限る。）及び警察学校長の職にある職員（休職にされている職員のうち県職員給与条例第16条の5第1項に該当する職員以外の職員、外国派遣職員及び公益的法人等派遣職員を除く。）とする。</u></p> <p>2 略</p> <p>（勤勉手当に係る勤務期間）</p> <p>第10条 略</p> <p>2 前項の期間の算定については、次に掲げる期間を除算する。</p> <p>(1) 略</p>	<p>第4条の4 県職員給与条例第17条第5項の管理又は監督の地位にある職員は、本庁の<u>部長、局長、理事、情報統括監、医療統括監及び会計管理者、首都圏事務所長、議会事務局長、監査委員事務局長、人事委員会事務局長、教育庁の理事、本庁の副部長、副局長、政策総括監、歯科医療総括監及び出納局長、九州国際重粒子線がん治療センター担当部長、議会事務局副事務局長、労働委員会事務局長、教育庁の副教育長、教育庁危機管理・広報総括監並びに警察本部の部長、首席参事官、参事官（行政職給料表の適用を受ける職員に限る。）及び警察学校長の職にある職員（休職にされている職員のうち県職員給与条例第16条の5第1項に該当する職員以外の職員、外国派遣職員及び公益的法人等派遣職員を除く。）とする。</u></p> <p>2 略</p> <p>（勤勉手当に係る勤務期間）</p> <p>第10条 略</p> <p>2 前項の期間の算定については、次に掲げる期間を除算する。</p> <p>(1) 略</p>

改正前	改正後
<p>(2) 育児休業法第2条の規定により育児休業をしている職員及び第1条の2第7号から第9号までのいずれかに掲げる職員として在職した期間並びに公益的法人等派遣職員として在職した期間のうち人事委員会の定める期間</p> <p>(3)～(5) 略</p> <p>(6) 負傷又疾病（公務上の負傷若しくは疾病若しくは地方公務員災害補償法（昭和42年法律第121号）第2条第2項に規定する通勤による負傷若しくは疾病（外国派遣職員の派遣先の業務上の負傷若しくは疾病又は地方公務員災害補償法第2条第2項に規定する通勤による負傷若しくは疾病を含む。）又は公益的法人等派遣職員の派遣先団体（公益的法人等派遣条例第2条第3項第1号に規定する派遣先団体をいう。）若しくは公益的法人等派遣条例第13条第1号に規定する退職派遣者の特定法人（公益的法人等派遣条例第11条に規定する特定法人をいう。）の業務上の負傷若しくは疾病若しくは労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）第7条第2項に規定する通勤（同条例第3条第1号に規定する派遣職員にあつては、当該業務に係る就業の場所を地方公務員災害補償法第2条第2項第1号及び第2号に規定する勤務場所とみなした場合に同条に規定する通勤に該当するものに限る。）による負傷若しくは疾病を除く。）により勤務しなかった期間から職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成7年佐賀県条例第18号。以下「勤務時間条例」という。）第3条第1項（佐賀県市町立学校県費負担教職員の勤務時間、休日および休暇に関する条例（昭和31年佐賀県条例第51号。以下「県費負担教職員勤務時間等条例」という。）第2条においてその例によることとされる場合を含む。）に規定する週休日、</p>	<p>(2) 育児休業法第2条の規定により育児休業をしている職員（<u>当該育児休業の承認に係る期間（当該期間が2以上あるときは、それぞれの期間を合算した期間）が1箇月以下である職員を除く。</u>）及び第1条の2第7号から第9号までのいずれかに掲げる職員として在職した期間並びに公益的法人等派遣職員として在職した期間のうち人事委員会の定める期間</p> <p>(3)～(5) 略</p> <p>(6) 負傷又疾病（公務上の負傷若しくは疾病若しくは地方公務員災害補償法（昭和42年法律第121号）第2条第2項に規定する通勤による負傷若しくは疾病（外国派遣職員の派遣先の業務上の負傷若しくは疾病又は地方公務員災害補償法第2条第2項に規定する通勤による負傷若しくは疾病を含む。）又は公益的法人等派遣職員の派遣先団体（公益的法人等派遣条例第2条第3項第1号に規定する派遣先団体をいう。）若しくは公益的法人等派遣条例第13条第1号に規定する退職派遣者の特定法人（公益的法人等派遣条例第11条に規定する特定法人をいう。）の業務上の負傷若しくは疾病若しくは労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）第7条第2項に規定する通勤（同条例第3条第1号に規定する派遣職員にあつては、当該業務に係る就業の場所を地方公務員災害補償法第2条第2項第1号及び第2号に規定する勤務場所とみなした場合に同条に規定する通勤に該当するものに限る。）による負傷若しくは疾病を除く。）により勤務しなかった期間から職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成7年佐賀県条例第18号。以下「勤務時間条例」という。）第3条第1項（佐賀県市町立学校県費負担教職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例（昭和31年佐賀県条例第51号。以下「県費負担教職員勤務時間等条例」という。）第2条においてその例によることとされる場合を含む。）に規定する週休日、勤務</p>

改正前	改正後																						
<p>勤務時間条例第6条の2第1項の規定により割り振られた勤務時間の全部について同項に規定する時間外勤務代休時間を指定された日並びに県職員給与条例第12条及び学校職員給与条例第13条に規定する祝日法による休日等及び年未年始の休日等（次号において「週休日等」という。）を除いた日が30日を超える場合には、その勤務しなかった全期間（人事委員会の定める期間を除く。）</p> <p>(7)～(10) 略</p> <p>（勤勉手当の成績率）</p> <p>第12条 成績率は、次の各号に掲げる職員の区分に応じて、当該各号に掲げる割合の範囲内で、任命権者が定めるものとする。</p> <p>(1) 再任用職員以外の職員 <u>6月に支給する場合には100分の150（県職員給与条例第17条第2項及び学校職員給与条例第20条第2項に規定する特定幹部職員（この号及び次号において「特定幹部職員」という。）にあっては、100分の190）、12月に支給する場合には100分の170（特定幹部職員にあっては、100分の210）</u></p> <p>(2) 再任用職員 <u>6月に支給する場合には100分の70（特定幹部職員にあっては、100分の90）、12月に支給する場合には100分の80（特定幹部職員にあっては、100分の100）</u></p> <p>別表第1（第4条の3関係）</p>	<p>時間条例第6条の2第1項の規定により割り振られた勤務時間の全部について同項に規定する時間外勤務代休時間を指定された日並びに県職員給与条例第12条及び学校職員給与条例第13条に規定する祝日法による休日等及び年未年始の休日等（次号において「週休日等」という。）を除いた日が30日を超える場合には、その勤務しなかった全期間（人事委員会の定める期間を除く。）</p> <p>(7)～(10) 略</p> <p>（勤勉手当の成績率）</p> <p>第12条 成績率は、次の各号に掲げる職員の区分に応じて、当該各号に掲げる割合の範囲内で、任命権者が定めるものとする。</p> <p>(1) 再任用職員以外の職員 <u>100分の160（県職員給与条例第17条第2項及び学校職員給与条例第20条第2項に規定する特定幹部職員（この号及び次号において「特定幹部職員」という。）にあっては、100分の200）</u></p> <p>(2) 再任用職員 <u>100分の75（特定幹部職員にあっては、100分の95）</u></p> <p>別表第1（第4条の3関係）</p>																						
<table border="1"> <thead> <tr> <th>給料表</th> <th>職員</th> <th>加算割合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">行政職給料表</td> <td>本部長級又は副本部長級の職にある職員</td> <td>100分の20</td> </tr> <tr> <td>略</td> <td></td> </tr> <tr> <td>研究職給料表</td> <td>本部長級又は副本部長級の</td> <td>100分の20</td> </tr> </tbody> </table>	給料表	職員	加算割合	行政職給料表	本部長級又は副本部長級の職にある職員	100分の20	略		研究職給料表	本部長級又は副本部長級の	100分の20	<table border="1"> <thead> <tr> <th>給料表</th> <th>職員</th> <th>加算割合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">行政職給料表</td> <td>部長級又は副部長級の職にある職員</td> <td>100分の20</td> </tr> <tr> <td>略</td> <td></td> </tr> <tr> <td>研究職給料表</td> <td>部長級又は副部長級の職に</td> <td>100分の20</td> </tr> </tbody> </table>	給料表	職員	加算割合	行政職給料表	部長級又は副部長級の職にある職員	100分の20	略		研究職給料表	部長級又は副部長級の職に	100分の20
給料表	職員	加算割合																					
行政職給料表	本部長級又は副本部長級の職にある職員	100分の20																					
	略																						
研究職給料表	本部長級又は副本部長級の	100分の20																					
給料表	職員	加算割合																					
行政職給料表	部長級又は副部長級の職にある職員	100分の20																					
	略																						
研究職給料表	部長級又は副部長級の職に	100分の20																					

改正前			改正後		
医療職給料表 (一)	職にある職員		医療職給料表 (一)	ある職員	
医療職給料表 (二)	略		医療職給料表 (二)	略	
医療職給料表 (三)			医療職給料表 (三)		
略			略		
備考 1 略			備考 1 略		
2 この表の職員欄の「 <u>本部長級</u> 」、「 <u>副本部長級</u> 」、「課長級」、「副課長級」及び「係長級」並びに「警視級」、「警部級」、「警部補級」及び「 <u>巡查部長級</u> 」に該当する職の区分については、人事委員会が別に定める。			2 この表の職員欄の「 <u>部長級</u> 」、「 <u>副部長級</u> 」、「課長級」、「副課長級」及び「係長級」並びに「警視級」、「警部級」、「警部補級」及び「 <u>巡查部長級</u> 」に該当する職の区分については、人事委員会が別に定める。		
3～5 略			3～5 略		

附 則

この規則は、平成28年4月1日から施行する。